

(第三部)

第五回 参議院地方行政委員会會議録第十三号

昭和二十四年五月四日(水曜日)

本日の会議に付した事件

- 飲食営業臨時規程法案(衆議院提出)
- 古物営業取締法案(内閣送付)

午前十一時七分開会

○委員長(岡本義晴君) これより地方行政委員会を開会いたします。今日は前日に引き続き、飲食営業臨時規程法案の質疑を続行いたします。

○鈴木直人君 先般私が御質問したものの、第三條の規定するところの飲食店の中に露店業を含むのかどうかというのを御質問いたしました。政府側においては、含むのであるということをはつきり御答弁があつたのであります。併しながら現実の状態を考へて見ますと、露店に参りまして、焼鳥、その他のものを食べるような場合には、一々副食券を提示するということは、實際の問題として非常に困難なことが想像できるのであります。勿論やろうと思えばやれますし、又本當にやらなければならぬという食糧事情でありますならば、それもやらなければならぬことであるが、現在の段階においては、やや繁雑過ぎはしないかということが、考えられるのであります。又第十條によりまして、許可を受けたところの飲食営業者は、その副食券を一定の期間の間において履けまして、そうして、その副食券の数が非常に少ないというよう

な場合においては、営業の停止とか或いは中止とかいうものが行われるようになっておるのであります。これを現在の露店業者のことから考へて見ますと、恐らくこの第十條によつて副食券の關が發生して、そうして露店業者等は、その副食券の關買に狂奔しなければならぬというやうな事態も起つたりしないかというのを考へるのであります。又一方これを嚴格に取締るといふことになりまして、取締りに當る警察当局においても、相當、何と申しましようか、手加減その他において思わざるところの職務執行を行わなければならぬというやうなことになるはしないかというのを想像するのであります。こういうやうなことを考へますと、実は許し得るならば、かくのごときものは飲食店の中に包含しないということが望ましいと思ふのであります。併しながらこの法律は第一條にも謳つてあるように、主要食糧等の關取引を防止してその有効な活用を促進するために立法されておるのでありますから、この第一條の目的に反するといふやうなことがあつては、これ亦立法の趣旨と反するわけでありまして、この間我々立法者として、立法する我々の立場としては、露店業をこれに入れないといふことが國民大衆の日常の生活を明朗ならしめる上においても必要だと考へておるものでありますけれども、又食糧事情等の關係もありませんから、これをいわゆる第三條の飲食店の中に包含せしめるか、せしめないかというやうなことにについては政府当局に任せる。そうして政府当局においては、なるべく含ませないやうな方法を以つて關係方面等とも御折衝を願ひまして、そうして今後そのやうな零細な業者であり、又大衆が國民生活にゆとりを持つという、生活を憂慮ならしめないやうな方法を考へるというのを一つお願いしたいと考へるのであります。

○政府委員(東郷四郎君) 只今の鈴木委員の御質問に對してお答えをいたします。露店は一般の飲食店等とその業態、消費者の傾向等大分違つて考へます。従ひまして露店は一般の飲食店の通り、この法律を運用し取締ることが現実においてなかつて、むづかしい問題がありますことは、鈴木委員も言われました通りと考へます。従ひまして飲食店の中へ露店を含めまして、副食券の適用をするかしないかにつきましては、政府といたしましてはこの法を運用するに際して鈴木委員の御發言の御趣旨を十分汲取りまして、更に關係方面とも十分これが善処方の努力をいたしたいと考へます。

○委員長(岡本義晴君) 速記を止めて。
〔速記中止〕
○委員長(岡本義晴君) 速記を始めます。外に御質疑がございませう。でございまして討論に入りたいと思ひますが、御異議ございせんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○委員長(岡本義晴君) それでは討論に移ります。討論に當りましては御發言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。尙修正意見がございましたら、討論中お述べを願ひます。

○岡本義晴君 私は本法案に對しまして修正案を提出いたします。修正案の内容につきましては、すでに各委員のお手許に配付されてある通り、第三條第一項、同條第二項並びに同條第三項並びに第四項、並びに第十一條第一項、同條第二項、その他第十三條、第十四條、第十五條並びに附則第三項、第四項等につきまして、お手許に配付されておる次のやうな内容の修正案を提出するものであります。

飲食営業臨時規程法案に對する修正案
第三條第一項中「主務大臣の定めるところにより」を「主務大臣の定める手続により」に改める。
同條第二項中「前項の規定による都道府縣知事の許可は」を「都道府縣知事は」に、「してはならない。」を「前項の規定による許可

をしてはならない。」に改める。
同條第三項及び第四項を次のやうに改める。
都道府縣知事は、同一の場所にあつては第一項の飲食営業の二種以上を許可してはならない。但し特別の事情のある場合は、この限りでない。
都道府縣知事は、第一項の規定による許可をしようとするときは、營業の設備及び場所、來客予想数等を調査し、食糧の合理的消費に妨げがあると認めるときは、その許可をしない。
第十一條第一項中「不正の事實があると認めるときは、命令の定めるところにより」を「不正の事實があつた場合において著しく第一條の目的に反すると認めるときは」に改める。
同條第二項中「命令の定めるところにより」を削る。
同條に次の二項を加える。
都道府縣知事は、前二項の処分をしようとするときは、当該營業者又はその代理人の出頭を求め、公開による聽聞を行わなければならない。
都道府縣知事は、第一項又は第二項の処分の原因と認められる違反行為並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに当該營業者に通告し、且つ聽聞の期日及び場所を公示しなければならぬ。

第三部 参議院地方行政委員会會議録 第十三号 昭和二十四年五月四日

第三部 参議院地方行政委員会會議録 第十三号 昭和二十四年五月四日

第三部 参議院地方行政委員会會議録 第十三号 昭和二十四年五月四日

第三部 参議院地方行政委員会會議録 第十三号 昭和二十四年五月四日

第三部 参議院地方行政委員会會議録 第十三号 昭和二十四年五月四日

第十三條中「一年以下の懲役又は罰金」を削る。

第十四條中「六箇月以下の懲役又は罰金」を削る。

第十五條中「前三條」を「第十二條」に改める。

附則第三項中「昭和二十二年政令第十八号（昭和二十三年四月三十日）及び昭和二十三年政令第九十八号（昭和二十三年四月三十日）により飲食店営業につき、営業の許可を受けている者は、昭和二十四年四月三十日現在において、飲食営業緊急措置令（昭和二十二年政令第十八号）により飲食店営業につき、営業の許可を受けていた者は、」に改める。

附則第四項中「昭和二十二年政令第十八号」を削る。

この修正案の内容は、大體政府原案によりまして、その文字のどうも確性を欠いておるような点につきまして、修正することによりましてその内容を明確にいたしました程度のものでありまして、政府原案を根本的に改めるような点は別段ないのであります。以上、修正案を提出いたしました。更に政府原案につきましてより以上の内容を明確にした次第であります。只今政府原案と申しましたが、それは衆議院提出案の誤りでありまして、訂正いたします。その他につきましては、他の点につきましては私は衆議院提出のものに賛成するものであります。

この飲食店の問題につきましては、政令によりまして從來禁止されておつたのであります。が、現状におきましてはすでに皆さんの御承知の通り、裏口営業という名前によりまして、実は

堂々と行われておつたような次第であり、又それに伴ひまして税金等も正規の営業通りに取られておつたような現状であります。これは極めて不明朗なものであつたのであります。が、今回衆議院議員の提出によりまして、今後とも更に主査を取締るにつきましてはこれを更に強化するけれども、その他ものにつきましては、制限附であるけれども、本法案によりまして裏口でなく堂々とやれるということとは、一般の國民生活に多大の明瞭性を加えるものと考えらるべきであります。御承知の通り九原則その他によりまして、今後とも主査の点につきましては海外からの輸入等もある現状に鑑みまして、これを強化せねばなりません。が、今回酒類の販賣等も自由であり國民生活の上に堂々と國民が飲食をすることができるといふことは、目下の現状に鑑みて誠に望ましいものと考えます。で、又その他につきましては各委員等からも從來の委員会において、この法律の長短につきましてはいろいろお述べになりました。右のような修正案を提出いたしました。私はその他の点につきましてはこの原案に賛成するものであります。

次に、この法律は公けに料理店が営業ができるという建前になつており、が、いろいろの最前からの質疑の中にも現れましたように、いろいろのそれに附随して闇の行爲が、或いは不正な行爲が行なわれる余地が多分にあつて、必ずしも予期したような明瞭な状態にはなり得ないと思ふのであります。次に、日本は法治國であつて、國民がすべて法を守つてこそ初めて平和な社會が、健全な社會があるのであります。が、この立法の府で以て、この法律を出しても、尙且ついろいろの法の裏をくぐるものが予期されておる法律を作るといふことは私共反對の重大な原因であると思ふのであります。以上のような観点から、社會党は本案に反對の意思を表明するものであります。

○林屋次郎君 私はい今の西郷委員の修正案に賛成するものであります。併しなから私の考えますところによります。この取締法規が誠に煩瑣過ぎるものであります。果してこれが実行可能であるかといふことは実に疑問に存じておるのであります。尙、經濟調査廳を以てその取締の任に當ると言つておるのであります。が、当局において果してこれができるかどうかと存するのであります。私の申し上げるまでもなく、國民の自覺というよりも、ドッジ公使の來朝によつて冷厳な批評を加えて來た今日、國民は一種耐乏生活をしなければならぬときに、國際影響を鑑みなければ、これらを総合いたしますと誠に賛成し難いのであります。が、併し今日まで單なる政令一本で営業を停止しておることは不合理であり、一面裏口営業の苦しい経験に鑑みまして、以上指摘した諸点に対して、十分政府は警戒されんことを要望して、止むを得ず修正案に賛成するものであります。

○委員長（岡本愛助君） 外に御発言ございせんか。……外に御発言もないようでありますから採決に入ります。先ず討論中にありました西郷君の修正案を問題に供します。西郷君提出の修正案に賛成の方の御起立を願ひます。

〔起立者多数〕

○委員長（岡本愛助君） 多数と認めます。よつて西郷君提出の修正案は可決されました。

次に、只今採決されました西郷君の修正にかかると部分を除いて星島君外六名提出にかかります飲食営業臨時規整法案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に御賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔起立者多数〕

○委員長（岡本愛助君） 多数と認めます。よつて飲食営業臨時規整法案は多数を以て修正可決されました。尙、本會議における委員長の前頭報告書は、委員長において本法案の内容、委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願ふことに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本愛助君） 御異議ないものと認めます。

次に、委員長が提出する報告書に多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
岡田善久治 柏木 康治
鈴木 直人 林屋次郎
寺尾 豊 藤井 新一
西郷吉之助

○委員長（岡本愛助君） 御署名洩れはありせんか。……なしと認めます。

○委員長（岡本愛助君） 次に、古物営業取締法案の予備審査をいたします。古物営業取締法案につきまして、先ず國務大臣の説明を聴取いたします。議員國務大臣。

○國務大臣（磯貝三三君） 古物営業取締法の提案につきましては理由を御説明申し上げます。

現行古物商取締法は、明治二十八年に制定せられ、すでに五十年以上を経過しているものであります。が、憲法、警察法初め各種の法令が改められました現在、その形式、内容共に時代に副わぬ点が多いし、又戦後各種の犯罪が激増して、昨年は遂に百六十万件を突破し、そのうち約八割が盗犯で、而もそのうち品の過半数が古物商に属する業者の手で捌かれていた実情であります。が、現行法ではこれに対して盗犯を防止するに十分な効果がありません。そこで先ず古物商、市場主、露店、行商、せり賣をすべて公安委員會の許可を受けしめることとして監督の厳正と統一を図ると共に、反面、古物商、市場主の許可には一定の基準を定め、又行政処分の場合を具体的に限定し、更に予め公開の聴聞を行うべきことを定める等、その権利の尊重に意を用ひ、その他法律の形式、内容を時代適應せしめることとしました。又盗犯防止の対策として、古物の取扱を公

てはすでに皆さんの御承知の通り、真口営業という名前によりまして、実は正明期にし、営業者の協力を得て、その品の発見を容易にするために相手方の確認の方法を定め、帳簿の記載を的確にし、特に犯罪の温床となるもの、業者に対する取締の徹底を期するため、これに対する刑罰を重くした外、各違反行為に対する刑罰も他の法令との均衡を得せしめるようにしたのであります。

を更に勵行せしめる方法を講ずることとし、米穀通帳、家庭用購入通帳、身分証明書、名刺等により、その住所、氏名、職業及び年齢を確め、將來何らかの捜査上の手がかりを得るよう改めました。第五点としましては、盗品又は遺失物を古物商から徴収し被害者又は遺失主に還付する権限を警察から除き、物の所有に関する問題は一般の訴訟手続によつて決定することとしたしました。ただ被害者又は遺失主に無償回復請求権を認めました。第六点としましては、営業許可の取消又は営業停止には、現在一般法令に違反し、必要があると認めれば足りたのですが、その條件を具体的に限定し、且つこれをその場合に當つては必ず公開の聴聞を行わなければならないことにいたしました。第七点としましては、公安委員会の営業の不許可処分、許可の取消処分、営業の停止処分又は警察署長の差止め処分等に関する違法な行政処分の取消を明示いたしましたのであります。第八点としましては、罰則は他の法令との均衡を保持し時代に適應させることとしたのであります。第九点としましては、法律施行に際して、從來古物商が持つてゐる既得権を尊重して、本法に基く許可を受けたものとみなし、ただ施行後三月以内に新しい許可証の交付を受けなければならぬことにいたしましたのであります。

以上が本法案の改正の要点でございます。

○委員長(岡本 愛祐君) 御質疑ございませうか……。それでは質疑は次回にいたしまして、今日はこれで散会いたします。

意見者の御署名をお願いいたしました。又盗犯防止の対策として、古物の取扱を公

正明期にし、営業者の協力を得て、その品の発見を容易にするために相手方の確認の方法を定め、帳簿の記載を的確にし、特に犯罪の温床となるもの、業者に対する取締の徹底を期するため、これに対する刑罰を重くした外、各違反行為に対する刑罰も他の法令との均衡を得せしめるようにしたのであります。

以上の主旨によりまして、現行古物商取締法を廃止して、新たに古物営業取締法を制定したいと思うのであります。何とぞ慎重御審議あらんことをお願いいたします。

○委員長(岡本 愛祐君) 尙改正の要点につきまして政府委員の説明を求めます。

○政府委員(溝淵 増巳君) 只今提案されました古物営業取締法につきましては、只今大臣の提案理由の説明がございましたが、尙、改正の要点につきまして御説明申し上げたいと思ひます。

第一点は、現行の法令では古物商の営業は免許、市場は認可、行商、露店は鑑札、せり賣りは届出によつていたしましたが、これらはすべて公安委員会の許可を受けることに統一したのであります。第二点としましては古物商の許可は、その営業所ごとに独立に與え、且つ許可の基準を規定して営業の権利を尊重するようにいたしました。第三点は、許可証の有効期間を三年とし三年ごとに更新せしめ、又許可証に関する事務について手数料徴収の規定を設けました。第四点としましては、現行法では古物商が古物を買受け、又は交換するときは賣主、譲渡主にその品物の処分権があるかどうかを確認する義務を與えていたのでありますが、これを

を更に勵行せしめる方法を講ずることとし、米穀通帳、家庭用購入通帳、身分証明書、名刺等により、その住所、氏名、職業及び年齢を確め、將來何らかの捜査上の手がかりを得るよう改めました。第五点としましては、盗品又は遺失物を古物商から徴収し被害者又は遺失主に還付する権限を警察から除き、物の所有に関する問題は一般の訴訟手続によつて決定することとしたしました。ただ被害者又は遺失主に無償回復請求権を認めました。第六点としましては、営業許可の取消又は営業停止には、現在一般法令に違反し、必要があると認めれば足りたのですが、その條件を具体的に限定し、且つこれをその場合に當つては必ず公開の聴聞を行わなければならないことにいたしました。第七点としましては、公安委員会の営業の不許可処分、許可の取消処分、営業の停止処分又は警察署長の差止め処分等に関する違法な行政処分の取消を明示いたしましたのであります。第八点としましては、罰則は他の法令との均衡を保持し時代に適應させることとしたのであります。第九点としましては、法律施行に際して、從來古物商が持つてゐる既得権を尊重して、本法に基く許可を受けたものとみなし、ただ施行後三月以内に新しい許可証の交付を受けなければならぬことにいたしましたのであります。

以上が本法案の改正の要点でございます。

○委員長(岡本 愛祐君) 御質疑ございませうか……。それでは質疑は次回にいたしまして、今日はこれで散会いたします。

出席者は左の通り。	
委員長	岡本 愛祐君
理事	岡田 善久治君
委員	三木 治朗君
	寺尾 豊君
	藤井 新一君
	林屋 龜次郎君
	柏木 康治君
	西郷 吉之助君
	鈴木 直人君
國務大臣	國務大臣 樋貝 隆三君
政府委員	經濟安定 中川 以良君
	經濟事務官 東畑 四郎君
	生活物資局長 溝淵 増巳君
	國家地方警 神田 博君
	衆議院議員

昭和二十四年五月二十四日印刷

昭和二十四年五月二十五日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局